

ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱

(目的)

第1条 ふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）は、家に閉じこもりがちな高齢者や、昼間独居が増大している中で、より身近な地域の中での福祉支援活動が必要と考えられる。こうした点を踏まえ、地域住民との交流を深め、高齢者が明るく楽しく集える場を提供し、いきいきと地域で暮らすことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は、サロンが実施主体となり、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が支援する。

(参加対象者)

第3条 参加対象者は、本巢市に居住し、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 閉じこもりがちな高齢者
- (2) 昼間独居老人
- (3) 高齢者世帯
- (4) 幼児園児、小学生、中学生

(事業内容等)

第4条 各地区の公民館等を活用し、健康体操、歌、ゲームなどを実施する。（3世代交流を含む）。また、介護予防に関する講話や健康相談等を行う。

(実施回数)

第5条 各サロンは、年間を通じ定期的に実施する。

(助成金の額)

第6条 この事業を実施するサロンに対し、次の積算方法により年1回助成金を交付する。ただし、上限は、40,000円とする。

均等割10,000円に200円×前年度延べ参加人数を加算した額

2 年度途中のサロン実施については、実施月からの残月数×2,500円を交付する。

(助成金の交付申請及び事業計画)

第7条 助成金を受けようとするサロンの代表者は、助成金交付申請書（様式第1号）に事業計画書（別紙1）を添付して、本会会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 本会会長は、前条による助成金交付申請書を受理したときは、速やかに適否を決定し、交付決定・却下通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。その後、申請者より、提出された助成金交付請求書（様式第3号）により助成金を交付するものとする。

(助成金の請求)

第9条 サロンの代表者は、前条による通知を受けたときは、速やかに助成金交付請求書(様式第3号)を本会会長に提出しなければならない。

2 前項による助成金交付請求書を受理したときは、助成金を交付するものとする。

(事故等補償)

第10条 この事業を実施するための保険は、本会の負担により全国社会福祉協議会ふれあいサロン傷害補償に加入し、事故等の補償は、その加入する契約の定める範囲内で補償する。

(実績報告)

第11条 サロンの代表者は、事業完了後速やかに実績報告書(様式第4号)及び事業精算書(様式第5号)を本会会長に提出しなければならない。

(研 修)

第12条 本会は、サロンを実施するにあたり、ボランティアを対象に次の研修を開催することができる。

- (1) 情報交換
- (2) レクリエーション等の研修会
- (3) 視察研修

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ふれあい・いきいきサロン事業の実施に関し、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する